



栃市総政第121号  
平成23年7月15日

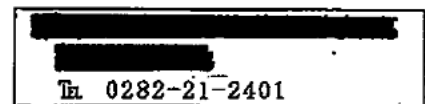
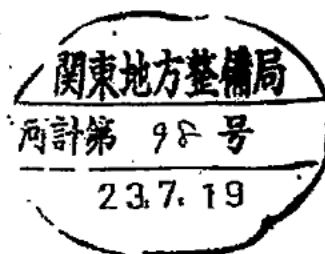
国土交通省  
関東地方整備局長 様

栃木市長 鈴木 修



八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討における  
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について(報告)

平成23年6月28日付、国関整河計第35号をもって照会のありまし  
た標記のことにつきまして、別紙(様式-1)のとおり報告いたします。



## 八ツ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見

|  |              |  |
|--|--------------|--|
| ① 団体名  | 栃木県栃木市       |  |
| ② 担当者名   | [REDACTED]   |  |
| ③ 連絡先(TEL)   | 0282-21-2401 |  |
| ④ 意見   | 対策案番号        | 意見   |
| (1) 利水対策案について(意見を記入する際は、意見の対象の対象案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。) | ④            | <p>利水対策案として提示された渡良瀬遊水地は、歴史的には足尾鉍毒事件による鉍毒を沈殿させ、公害の軽減化を目的に国策として渡良瀬川下流に造られた遊水地であります。また、遊水地整備の際には、当該整備エリア内に存在した谷中村全域が強制買収され、更に、1916年までに立ち退かなかった村民宅は強制執行するという「再戒告書」が厳達されたという歴史的背景を有する特異な地域であります。</p> <p>今回提示された利水対策案については、『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』に基づき行われているとは言え、過去において国策に翻弄された歴史を有する地域に、再び、国や利水を求める他の行政の都合により、この地に代替を押し付けられるということは、唐突感と共に絶対に容認できるものではありません。</p> <p>また、同じ国土交通省河川局においては、環境省と、当該地域をラムサール条約登録湿地に向けて足並みを揃えようとしているところであり、そうした動きとの整合性の観点からも、利水対策案として出されること事態理解できないものであります。</p> |